

議案第9号

財産の貸付けについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により次の財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求める。

令和3年8月26日提出

富津市長 高橋 恭市

1 財産の表示

旧金谷小学校	
区 分	内 容
土 地	地 番：富津市金谷字下原2234番8、字上原2252番3、2253番2、2254番3、2254番4、2254番5、2255番、2256番1、2256番2、2257番、2258番1、2260番7、2260番8
	地 目：学校用地 地 積：3,017m ²
建 物	種 類：管理教室棟 構 造：鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積：733m ²
	種 類：普通教室棟 構 造：鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積：1,072m ²
	種 類：屋内運動場 構 造：鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積：894m ²

- 2 貸付金額 無償
- 3 貸付期間 貸付開始日から3年間
- 4 貸付けの相手方 船橋市西船四丁目19番3号
株式会社フューチャーリンクネットワーク
代表取締役 石井 丈晴

提案理由

令和2年3月に閉校した旧金谷小学校の活用に伴い、市が保有する財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものである。